

# 特定地域づくり事業協同組合

## 労働者派遣事業届出必要書類等

特定地域づくり事業協同組合が、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」第18条第1項の規定による労働者派遣事業を行おうとする場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局に下記①～⑨の書類等を提出する必要があります。

※役員(理事・監事)に欠格事由者（禁固以上の刑の執行中の者、刑の執行が終了してから5年を経過しない者または刑の執行猶予中の者等）がいる場合は、労働者派遣事業を行うことができません。

### ①特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業届出書（地様式第1号）

【正本1部・コピー2部】

### ②特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業計画書（地様式第2号）

【正本1部・コピー2部】

### ③キャリア形成支援制度に関する計画書（地様式第2号-2）

【正本1部・コピー2部】

### ④雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書（地様式第2号-3）

【正本1部・コピー2部】

派遣労働者（派遣を予定する者）の中に、雇用保険等の未加入者がいる場合のみ、提出してください。

### ⑤定款【コピー2部】

「労働者派遣事業」を行う事業目的が必要です。

### ⑥法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）【正本1部・コピー1部】

「労働者派遣事業」を行う事業目的が必要です。

届出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

### ⑦役員（理事・監事）および派遣元責任者の住民票【正本1部・コピー1部】

本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りません。

外国籍の方は国籍および在留資格（特別永住者の方は国籍および特別永住者であること）が記載されたものが  
必要です。

届出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

役員が派遣元責任者である場合、重複して提出の必要はありません。

### ⑧役員（理事・監事）および派遣元責任者の履歴書【正本1部・コピー1部】

氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。

職歴に空白期間がある場合、その期間についての説明を記載（求職活動、開業準備等）してください。

役員が派遣元責任者である場合、重複して提出の必要はありません（雇用管理経験等の記載は必要）。

### ⑨派遣元責任者講習受講証明書【コピー2部】

選任した派遣元責任者の、「派遣元責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。

受講日が、申請の受理日前3年以内のものに限ります。

#### ⑩法人税の確定申告書（別表 1 および別表 4） 【コピー 2 部】

- 最近（直近）の事業年度のものに限ります。
- 納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-tax からの「受信通知」を印刷したもの）の添付が必要です。

#### ⑪納税証明書「その 2」（法人税の所得金額の証明書） 【正本 1 部・コピー 1 部】

- 最近（直近）の事業年度のものに限ります。

#### ⑫貸借対照表・損益計算書 【コピー 2 部】

- 最近（直近）の事業年度のもので、納税地の所轄税務署に提出したものに限り。
- 設立後最初の決算期を終了していない場合は、組合設立時の貸借対照表を提出してください。

#### ⑬事業所の使用権を証する書類 【正本 1 部・コピー 1 部（賃貸借契約書はコピー 2 部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は、所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 労働者派遣事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限ります。
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

#### ⑭個人情報適正管理規程 【コピー 2 部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（モデル例あり）。

#### ⑮派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等 【コピー 2 部】

- 派遣労働者に、派遣先の提供を行うにあたっての手引・マニュアル等の作成が必要です（モデル例あり）。

#### ⑯就業規則または労働契約書の写し（下記該当箇所が含まれるもの） 【コピー 2 部】

- 派遣労働者に実施する教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した箇所
- 派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを規定した箇所
- 労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 26 条に基づく手当を支払うことを規定した箇所
- 上記の就業規則は、所轄労働基準監督署の受付印があるものに限ります。

#### ⑰特定地域づくり事業協同組合認定証

- 労働者派遣事業の届出は、上記の認定を受けた後になります。

#### ⑱その他

- ①～⑰以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。
- 手数料（収入印紙・登録免許税）は不要です。

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831